

地方独立行政法人岐阜県立多治見病院の第２期中期計画の変更について

地方独立行政法人岐阜県立多治見病院（以下「法人」という。）の第２期中期計画について、地方独立行政法人法（以下「法」という。）第 26 条第 1 項の規定に基づき、法人から知事に対し変更の認可の申請があったため、これを認可することについて、岐阜県地方独立行政法人評価委員会条例第 2 条第 1 号の規定に基づき評価委員会に意見を求めるもの。

1 前提となる事実

平成 23 年度から複数年契約で委託を行っている S P D 運用管理業務について、平成 31 年 3 月 31 日に契約期間完了を迎えるため、新たに平成 31 年度から平成 33 年度までの複数年で業務委託契約を実施締結することとなった。

【主な業務内容】

- ・定数管理品及び臨時請求品の発注業務
- ・未納品や納期の管理業務
- ・院内在庫の鮮度管理業務
- ・搬送業務
- ・S P D データの抽出業務 等

※S P D（Supply Processing and Distribution）：物品の供給、在庫、加工などの物流管理を中央化及び外注化することにより、診療現場の物品を柔軟かつ円滑に管理する方法。主に医療材料等の発注、定数管理、在庫管理、期限管理、物品供給を行うことで、病院スタッフによる医療材料等の管理や煩雑な業務が軽減できる。また、消費・在庫管理等を行うことで医療材料の無駄を無くし、保険請求漏れを防止するなど、病院経営をサポートする効果がある。

2 中期計画変更の内容

事業の具体化に伴い、「中期目標期間（H27～H31 年度）を超える債務負担（1 億円以上のものに限る）」として、S P D 運用管理業務委託を追加する。

（法第 26 条第 2 項第 7 号、岐阜県地方独立行政法人法施行細則第 6 条第 3 号）

※詳細は、別紙新旧対照表資料③－２参照